

高浜市障がい者福祉計画（第6次）骨子案

1 計画策定の趣旨

本計画は、障がいのある人の自立および社会参加のための施策について、総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

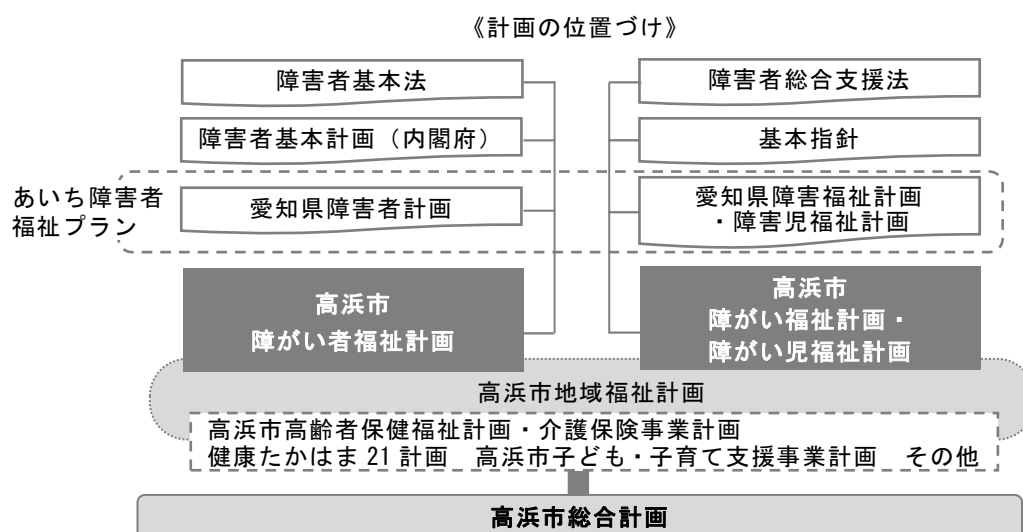
令和2（2020）年度に策定した「高浜市障がい者福祉計画（第5次）」（以下「第5次計画」といいます。）の取組を検証するとともに、高浜市障がい者福祉に関するアンケート結果、障がいのある人を取り巻く状況の変化や社会動向等を踏まえ、新たな「高浜市障がい者計画（第6次）」（以下「第6次計画」といいます。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に規定する市町村障害者計画であり、国の「障害者基本計画」および愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」を基本とし、「高浜市総合計画」の障がい者福祉の分野の目標を具体化するための計画として位置づけられます。

また、「高浜市地域福祉計画」をはじめ「高浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「健康たかはま21計画」等関連計画との整合性を図り策定します。

なお、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度における必要な障害福祉サービスおよび障害児通所支援・相談支援の見込量やその確保策は「高浜市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」において見込みます。



3 計画の対象

(1) 対象となる人

本計画が対象とする障がいのある人とは、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）および難病患者その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

(2) 対象地域

本計画の対象地域は高浜市ですが、愛知県が設定している障害保健福祉圏域（西三河南部西圏域）に属する市（碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市）とも連携をしながら推進します。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和9（2027）年度から令和14（2032）年度の6年間です。ただし、国の動向などを踏まえ必要に応じて見直しを行います。

《計画の期間》

区 分		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12年 (2030) 度	令和13年 (2031) 度	令和14年 (2032) 度	令和15 (2033) 年度～
国	内閣府	障害者基本計画(第5次) (令和5年度～)				障害者基本計画(第6次)					
	厚生労働省	第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画 基本指針			第8期障害福祉計画・ 第4期障害児福祉計画 基本指針			第9期障害福祉計画・ 第5期障害児福祉計画 基本指針			
愛知県		あいち障害者福祉プラン 第4期障害者計画			あいち障害者福祉プラン 第5期障害者計画						
		第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画・ 第4期障害児福祉計画			第9期障害福祉計画・ 第5期障害児福祉計画			
高浜市		障がい者福祉計画(第5次) (令和3年度～)			障がい者福祉計画(第6次)						
		第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画			第8期障がい福祉計画・ 第4期障がい児福祉計画			第9期障がい福祉計画・ 第5期障がい児福祉計画			

5 障がい者施策の動向

国は、令和5（2023）年3月に、令和5（2023）年度から令和9（2027年）までの5か年を計画期間とする「障害者基本計画（第5次）」を策定しました。

この計画は、障がいのある人を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、偏見や差別の払拭、“障がい”は個人の心身の機能だけではなく、社会や環境のあり方・仕組みが作り出しているという「障がいの社会モデル」の考え方等の理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、各分野の取組を進めていくことが示されています。また、令和10（2028）年以降の次期計画には、「障害者に対する差別や偏見のない共生社会に向けた行動計画」の策定や手話施策推進法など新たな動向に対応した取組が盛り込まれる予定です。

第6次計画は、こうした動向に対応しながら策定を進めていきます。

《障がい者施策をめぐる近年の動向》

令和元 (2019) 年	○障害者雇用促進法の改正（障害者活躍推進計画） ○読書バリアフリー法の制定
令和2 (2020) 年	◇新型コロナウイルス感染症パンデミック宣言 ○バリアフリー法の改正 ○聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の制定
令和3 (2021) 年	○障害者差別解消法の改正（事業者による合理的配慮の提供の義務化） ◇東京パラリンピック競技大会の開催
令和4 (2022) 年	○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の制定 ◇国連による「障害者権利条約」実施状況に関する初の締約国審査
令和5 (2023) 年	○共生社会の実現を推進するための認知症基本法の制定 ◇旧優生保護法による強制不妊手術を違憲とした最高裁判決 ◇障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」の試行的開設
令和6 (2024) 年	○障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画の策定 ○改正障害者差別解消法の施行（事業者による合理的配慮の提供の義務化）
令和7 (2025) 年	○手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）の制定 ○高次脳機能障害者支援法の制定

6 基本理念

障害者基本法では、第1条において「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する」ことを目的として掲げています。

第5次計画では、この障害者基本法の考え方にに基づき、地域共生社会の実現に向け、“障がいのある人もない人も、その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくり”を基本理念として掲げ、〈地域〉〈障がいのある人本人〉〈支援者〉を支援することを基本方針として各種施策を推進してきました。

第6次計画では、第5次計画の基本理念をさらに発展させ、「共に生き、つながる力で創ろう、自分らしく安心して暮らせるまち たかはま」(仮)を基本理念としたいと考えます。

障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、障がい者施策のさらなる充実を図っていきます。

**共に生き、つながる力で創ろう、
自分らしく安心して暮らせるまち たかはま
(仮)**

7 基本方針

本計画は、〈地域〉〈障がいのある人本人〉〈支援者〉を支援するという方針で、第5次計画に引き続き、次の3つの柱に基づきの策定・推進します。

(1) 障がいのある人が活躍できる地域共生社会の実現と地域における安全・安心の確保

＜地域＞

- 就労や様々な活動などを通じて障がいのある人の活躍の場が広がっています。障がいのある人が、地域社会の担い手として役立ち感や生きがいを感じながら、その有する能力を発揮できる真の共生社会の実現を目指します。
- 障がいの有無に関わらず、市民の誰もが、地域の中で、就労、文化、スポーツ、レクリエーションなどさまざまな活動に参加しやすい環境を整えるとともに、地域住民同士の交流を通じ、その活動が地域の活性化につながるよう、地域住民、当事者・保護者、事業者、行政等によるネットワークの強化を図ります。
- 障がいは、個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のもと、障がいに対する理解の促進、障がいを理由とする差別の解消を図ります。
- 障がいの有無に関わらず、生活における安全・安心の確保は、第一に取り組まなければならない重要な課題です。地震をはじめさまざまな災害、犯罪、消費者トラブル等に対して市民と行政の協働による安全確保に努め、すべての市民が安心して暮らせる地域づくりを目指します。

(2) 生涯を通じた切れ目のない支援の充実＜障がいのある人本人＞

- 障がいの有無に関わらず、すべての市民がいつまでも住み慣れた地域に暮らし続けられるよう、地域資源を最大限活用するとともに、「いきいき広場」を中心に多様なマンパワーのネットワークを強化し、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた「たかはま版地域包括ケアシステム」の深化を目指します。
- 障がいのある人一人ひとりが望む「幸福な人生」を歩むことができるよう、その成長や状態の変化に対応して適切な支援が受けられるよう、幼少期における障がいの発見から療育・教育、就労、生活と各ライフステージを通して一貫した切れ目のない支援を目指します。また、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）や高次脳機能障害者支援法の制定を受け、障が

い種別によらないサービス提供を推進するなど生活支援を充実します。

- 働く意欲のある障がいのある人が、就労を通じて生きがいをもち、自立した生活を送り、まちづくりに寄与できるよう、働き続けられる環境を整備していきます。また、人手不足などの課題を抱える異分野との連携により雇用の創出を進めるとともに、在宅でできるテレワークを促進し、生産性の向上を図ることで、障がいのある人の生活向上を目指します。

(3) 本人を取り巻く体制支援の充実＜支援者＞

- 障がいのある人が地域においていきいきと暮らしていけるよう、本人の最善の利益を第一に考えることを前提に、直接的な支援者である家族等の不安や負担を軽減する支援の充実を図ります。
- 障がいのある人の生活全般に関わるさまざまな地域資源が、それぞれの強みを活かして障がいのある人に関する課題を効率的かつ効果的に解決できるよう、各種関係機関・団体のネットワークの強化を図ります。
- 障がいのある人への福祉サービス等の質が低下することのないよう、福祉サービス事業者、大学、行政等の連携のもと、研修の充実を図るなど介護福祉人材の育成と確保に努めます。また、多様化・複雑化するニーズに対応するため、ICTやAI/IoTの利活用についても協働で進めます。

8 施策の体系

基本理念	基本方針	施策の方向性
共に生き、つながる力で創ろう、自分らしく安心して暮らせるまち たかはま(仮)	■障がいのある人が活躍できる地域共生社会の実現と地域における安全・安心の確保 ＜地域＞	○就労や様々な活動等を通じた地域活性化の推進 ○地域における交流機会の充実 ○障がい理解促進と差別解消の推進 ○災害・緊急事態時の安全と安心の確保
	■生涯を通じた切れ目のない支援の充実 ＜障がいのある人本人＞	○たかはま版地域包括システムの充実・強化 ○障がい種別に関わりなくライフステージに対応した支援の充実 ○地域共生社会の実現に向けた就労支援の充実
	■本人を取り巻く体制支援の充実 ＜支援者＞	○家族介助・支援者の負担軽減 ○関係機関・団体等のネットワークの強化 ○人材確保と業務負担軽減に向けた取組の充実